

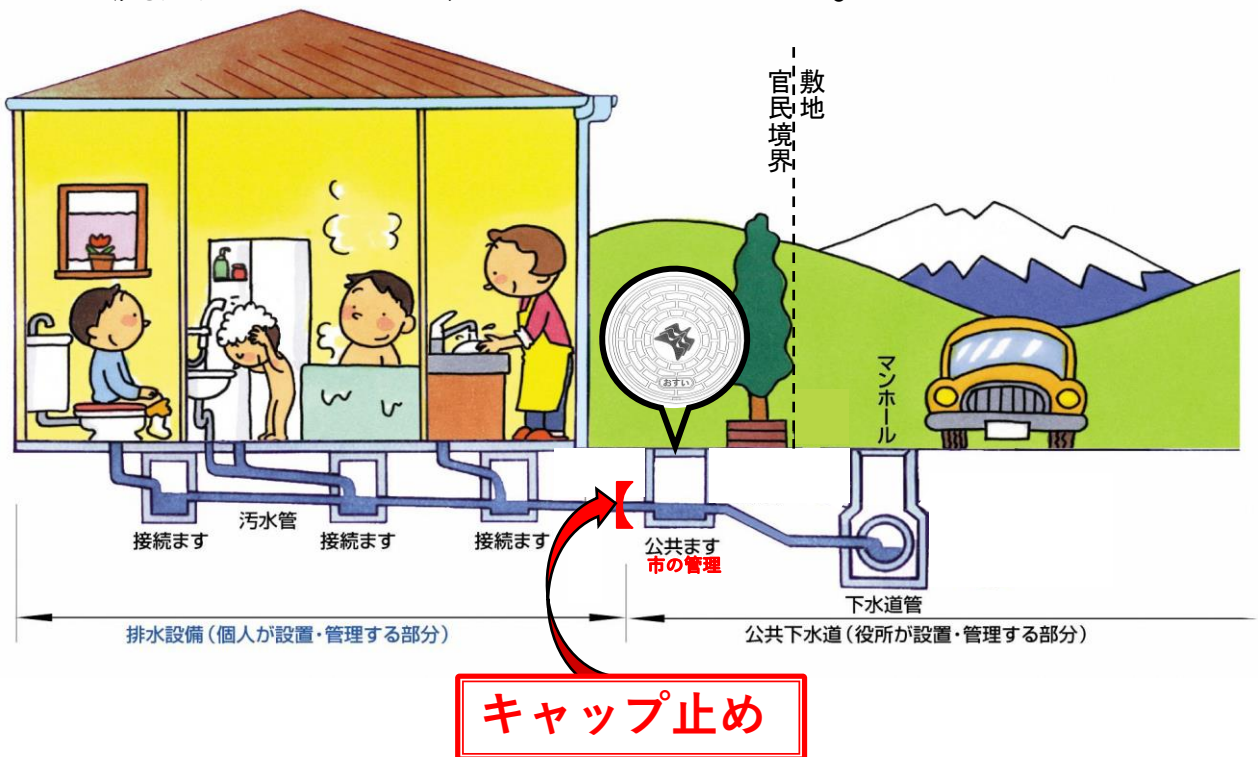
建物解体時、下水道公共ますの 取扱いとキャップ止めのお願い

事前の手続き・確認

- ① 下水道使用休止・廃止届（様式第9号）を提出してください。
- ② 土地・建物所有者へ埋設状況の聞き取りをしてください。
- ③ 上下水道課窓口で公共ますの位置の確認をしてください。

公共ます（汚水ます）

- ① 宅地内にある 公共ますは市が管理している設備 です。
誤って破損・撤去した場合は、復旧費用を負担して
いただくことがあります。
- ② 宅内排水設備を撤去する場合は、公共ますの上流側
（図に示す箇所）に キャップ止め をして水や土砂が
流入しないよう処理してください。



問合せ先

山梨市 上下水道課 下水道庶務・管理担当
〒405-8501 山梨市小原西843

TEL：0553-22-1111（内2124・2123）

FAX：0553-23-2800

Email：suido@city.yamanashi.lg.jp